

別添9 地域協議会の協議の概要

<地域協議会幹事会の概要>

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 28 日
地域協議会の構成員	協議会及び委員会の構成員・規約等は別添のとおり。
協議を行った日	平成 23 年 9 月 28 日（水）
協議の方法	第 1 回委員会を開催
協議会（幹事会）の意見の概要	<p>1. 今回の共同申請は、多くの産学官関係者が一体となって世界に誇る資源を最大限に活用し、関西ひいては日本の活性化を図るために特区を提案するもの。府県の枠組みを超えた申請は関西だけだ。</p> <p>2. これまで分野毎の縦軸でプロジェクトに焦点を当てていたが、横断的にイノベーションプラットフォームを作るための仕組みづくりに考え方を再整理し、関西が取組む政策課題とした。</p> <p>3. 関西なら、これから的生活革新というプラットフォームを作ることができる。関西がもつ資源を生かしていくべく、国にも積極的に行動いただきたい。</p> <p>4. 特区指定を獲得した後に、この取組みをいかに産業競争力強化につなげていくかが大事である。</p>
意見に対する対応	1. 京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市の 6 府県市が、国際戦略総合特別区域への共同申請を 9 月 30 日に行い、他の委員とともに関西一体での特区指定をめざすという合意を得た。

<地域協議会幹事会の概要>

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域協議会（幹事会第1回）
地域協議会の設置日	平成23年9月28日（幹事会は事前に特区事業の運営方針等を検討するため設置）
地域協議会の構成員	協議会の構成員等、幹事会の委員は別添のとおり。
協議を行った日	平成23年7月6日（水）第1回幹事会
協議の方法	幹事会を開催
協議会（幹事会）の意見の概要	<p>1. 特区ではグリーン分野とライフ分野及びその総論とすべき。</p> <p>2. 両分野のイノベーションを関西の特区の柱とすべき。</p>
意見に対する対応	1. グリーン分野、ライフ分野でそれぞれのイノベーションを中心に特区事業を構成する。

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域協議会（幹事会第2回）
地域協議会の設置日	平成23年9月28日（幹事会は事前に特区事業の運営方針等を検討するため設置）
地域協議会の構成員	協議会の構成員等、幹事会の委員は別添のとおり。
協議を行った日	平成23年7月25日（月）第2回幹事会
協議の方法	幹事会を開催
協議会（幹事会）の意見の概要	<p>1. グリーン分野で柱になるバッテリー・スマートコミュニティ関係の事業の熟度の向上が必要。</p> <p>2. グリーン分野とライフ分野をつなぐストーリーが必要。</p>
意見に対する対応	<p>1. グリーン分野関係の事業の熟度をさらにあげる。</p> <p>2. 双方の融合や海外展開の必要性の提案への盛り込みを検討。</p>

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域協議会（幹事会第3回）
地域協議会の設置日	平成23年9月28日（幹事会は事前に特区事業の運営方針等を検討するため設置）
地域協議会の構成員	協議会の構成員等、幹事会の委員は別添のとおり。
協議を行った日	平成23年8月16日（火）第3回幹事会
協議の方法	幹事会を開催
協議会（幹事会）の意見の概要	<p>1. 特区でなければできない規制措置特例という視点で事業の絞り込みが必要。地区の絞り込みも必要。</p> <p>2. 特区全体での数値での目標値設定が必要。</p>
意見に対する対応	<p>1. 規制の特例措置についてさらに地区ごとに真にニーズのあるものを検討、精査する。</p> <p>2. 目標値として戦略分野での数値を設定。（根拠ペーパーも作製）</p>

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域協議会（幹事会第4回）
地域協議会の設置日	平成23年9月28日（幹事会は事前に特区事業の運営方針等を検討するため設置）
地域協議会の構成員	協議会の構成員等、幹事会の委員は別添のとおり。
協議を行った日	平成23年8月30日（火）第4回幹事会
協議の方法	幹事会を開催
協議会（幹事会）の意見の概要	<p>1. 拠点を産業の国際競争力強化に必要な事業を行うエリアに絞り込むべき。</p> <p>2. 取組分野は医薬品、医療機器、先端医療、先制医療、バッテリー及びバッテリーを活用したスマートコミュニティに絞るべき。</p>
意見に対する対応	<p>1. 地区を熟度の高いところに絞り込む。</p> <p>2. 特区での事業対象は上記6つに絞り込む。</p>

地域協議会の名称	関西国際戦略総合特別区域協議会（幹事会第5回）
地域協議会の設置日	平成23年9月28日（幹事会は事前に特区事業の運営方針等を検討するため設置）
地域協議会の構成員	協議会の構成員等、幹事会の委員は別添のとおり。
協議を行った日	平成23年9月21日（水）第5回幹事会
協議の方法	幹事会を開催
協議会（幹事会）の意見の概要	<p>1. イノベーションプラットフォームを政策課題に対する解決策の柱にすべき。（イノベーションを創出する仕組みづくりが関西の取組み）</p> <p>2. 関西の豊富なシーズを実用化、市場開拓に結び付けることを主眼に置くべき。</p> <p>3. 関西が一体になって取り組むことを示すべき。</p>
意見に対する対応	<p>1. 実用化、市場づくりをめざしたイノベーションプラットフォームを関西の取組の中心に位置付け、個別テーマではなく大きな仕組みづくりを申請の柱とする。</p> <p>2. 地域協議会を中心に、関西が一体でマネジメントし、より効果的な特区事業を実現する。</p>

関西国際戦略総合特別区域地域協議会規約

(設置)

第1条 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第19条第1項に基づき、関西国際戦略総合特別区域地域協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、関西が各地方公共団体の行政区域を超えて戦略的かつ有機的に連携、一体化した取組を進めることで、国内外に広く開かれたイノベーションのプラットフォームを構築し、その効果を我が国全体の生産性と付加価値の向上に波及させ、もってアジアにおける新産業創出の中核拠点となるため、関西国際戦略総合特別区域（以下「関西国際戦略総合特区」という。）の指定を実現するとともに、関西国際戦略総合特区が目指す取組の具体化に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 法第8条第1項の規定による関西国際戦略総合特区の申請についての協議
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施について必要な事項の協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関西国際戦略総合特区の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成)

第4条 協議会は、次の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 関西国際戦略総合特区を法第8条により共同申請する地方公共団体
- (2) 次条に定める地区協議会を構成する者
- (3) 法第2条第2項に規定する特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (4) 関西国際戦略総合特区で取組む産業分野等について高度な専門的知見を有する大学又はその他の機関
- (5) 関西国際戦略総合特区の事業推進に具体的に寄与する団体又は機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(地区協議会)

第5条 関西国際戦略総合特区を構成する地区ごとに地区協議会又はそれに準ずる組織（以下「地区協議会等」という。）を置く。

2 地区協議会等は各地区における特定国際戦略事業等の推進に必要な事項の協議を行う。

(委員会)

第6条 重要事項の協議、協議会の意思決定、その他協議会の運営に必要な事項を審議するため協議会に委員会を置く。

(委員)

第7条 委員会の委員は、第4条第1号に定める地方公共団体及び第5条第1項に定める

地区協議会等の代表者並びに当該代表者が第4条に掲げる構成員から指名した者とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は非常勤とする。

(役員及び職務)

第8条 委員会には会長1名のほか副会長を置くことができる。

- 2 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名し、委員会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事を決する必要がある場合は、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第10条 関西国際戦略総合特区における事業の効果的な推進を図るため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は構成員から指名した者及び協議会が特に必要と認める者で構成する。

(幹事会)

第11条 委員会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(オブザーバー)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、協議会会長団体と第4条第1号に定める地方公共団体から指名を受けた地方公共団体が担うものとする。

- 2 事務局の場所は、協議会会長団体に置く。

(その他の必要事項)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

1. この規約は平成23年9月28日から施行する。

関西国際戦略総合特別区域地域協議会幹事会規約

(設置)

第1条 関西国際戦略総合特別区域地域協議会規約（以下「規約」という。）第10条に基づき関西国際戦略総合特別区域地域協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 幹事会は、関西国際戦略総合特別区域地域協議会（以下「協議会」という。）を補佐し、関西国際戦略総合特別区域（以下「関西国際戦略総合特区」という。）の規約に基づく事業の推進における検討、討議を行うとともに、協議会に設置される委員会での会議に必要な支援を行う。

(構成)

第3条 幹事会は、次の者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 関西国際戦略総合特区を共同申請する地方公共団体の代表
- (2) 関西国際戦略総合特区で取組む産業分野に関する企業等の代表
- (3) 関西国際戦略総合特区で取組む産業分野に関する大学及び研究機関等の専門家
- (4) 関西国際戦略総合特区の事業推進に具体的に寄与する団体及び機関の代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認める者

(その他の必要事項)

第4条 この規約に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事の協議によって定める。

附則

1. この規約は平成23年9月28日から施行する。

関西国際戦略総合特別区域地域協議会構成員名簿

(順不同)

株式会社iTet	阪急電鉄株式会社
アスピオファーマ株式会社	阪神電気鉄道株式会社
伊藤忠商事株式会社	日立造船株式会社
エイチ・アール・オーサカ株式会社	富士電機株式会社
NTTサービスインテグレーション基盤研究所	古河電気工業株式会社
大阪ガス株式会社	古河電池株式会社
大阪港埠頭株式会社	三菱自動車工業株式会社
小野薬品工業株式会社	三菱重工業株式会社
オムロン株式会社	ミズノ株式会社
オリックス不動産株式会社	三菱地所株式会社
川崎重工業株式会社	株式会社明電舎
関西国際空港株式会社	株式会社三井住友銀行
関西電力株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行
キヤノン株式会社	株式会社みずほ銀行
京セラ株式会社	株式会社りそな銀行
京セラコミュニケーションシステム株式会社	株式会社池田泉州銀行
株式会社京都銀行	株式会社関西アーバン銀行
株式会社けいはんな	株式会社近畿大阪銀行
神戸港埠頭株式会社	株式会社大正銀行
参天製薬株式会社	国立大学法人京都大学
CKTS株式会社	国立大学法人大阪大学
GEヘルスケア・ジャパン株式会社	国立大学法人神戸大学
株式会社ジーンデザイン	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
塩野義製薬株式会社	京都大学原子炉実験所
シスメックス株式会社	大阪大学微生物病研究所
株式会社島津製作所	公立大学法人京都府立大学
シャープ株式会社	公立大学法人京都府立医科大学
住友商事株式会社	公立大学法人大阪府立大学
住友電気工業株式会社	公立大学法人大阪市立大学
積水ハウス株式会社	兵庫県立大学
大研医器株式会社	関西大学
大日本住友製薬株式会社	関西学院大学
武田薬品工業株式会社	慶應義塾大学
株式会社東芝	同志社大学
株式会社ナレッジ・キャピタル・マネジメント	学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学
株式会社南都銀行	甲南大学先端生命工学研究所
西日本旅客鉄道株式会社	独立行政法人医薬基盤研究所
ニチコン株式会社	独立行政法人国立循環器病研究センター
日新電機株式会社	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
ニプロ株式会社	独立行政法人産業技術総合研究所関西センター
日本アイ・ビー・エム株式会社	独立行政法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所
日本イーライリー株式会社	独立行政法人都市再生機構
日本ベーリングーイングルハイム	独立行政法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所
日本ユニシス株式会社	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構
パナソニック株式会社	

独立行政法人理化学研究所発生・再生科学総合研究センター	京都府
独立行政法人理化学研究所播磨研究所	大阪府
地方独立行政法人神戸市民病院機構中央市民病院	兵庫県
兵庫県放射光ナノテク研究所	京都市
公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団	大阪市
公益財団法人神戸国際医療交流財団	神戸市
公益財団法人都市活力研究所	
財団法人大阪科学技術センター	奈良県
財団法人大阪バイオサイエンス研究所	奈良市
財団法人関西文化学術研究都市推進機構	京田辺市
財団法人高輝度光科学研究センター	木津川市
財団法人計算科学振興財団	精華町
財団法人地球環境産業技術研究機構	吹田市
財団法人国際高等研究所	枚方市
財団法人先端医療振興財団	茨木市
株式会社国際電気通信基礎技術研究所	箕面市
	四条畷市
社団法人神戸市医師会	交野市
社団法人兵庫県医師会	熊取町
内航フィーダー協議会	生駒市
兵庫県港運協会	
大阪港運協会	
大阪医薬品協会	
組込みシステム産業振興機構	
公益社団法人関西経済連合会	
社団法人関西経済同友会	
京都商工会議所	
大阪商工会議所	
神戸商工会議所	
奈良商工会議所	

以上137団体(2011年9月30日現在)

関西国際戦略総合特別区域地域協議会 委員名簿

(敬称略)

共同申請する地方公共団体の代表者

京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三(副会長)
京都市長	門川 大作
大阪市長	平松 邦夫
神戸市長	矢田 立郎

地区協議会等の代表者

関西国際空港地域拠点協議会	福島 伸一
北大阪(彩都等)地域拠点協議会	岸本 忠三
京都市地区協議会	塩田 浩平
けいはんなエコシティ推進会議	柏原 康夫
神戸・播磨地区連携協議会	井村 裕夫
阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区拠点協議会	犬伏 泰夫
うめきた地区ナレッジキャピタル推進会議	北村 英和
大阪駅南地区再生イノベーション推進会議	北村 英和
夢洲・咲洲地区拠点協議会	北村 英和

有識者/事業者

京都大学	総長	松本 紘
大阪大学	総長	平野 俊夫
神戸大学	学長	福田 秀樹
財団法人地球環境産業技術研究機構	理事・研究所長	山地 憲治
京都大学産官学連携本部	特任教授	小久見 善八
塩野義製薬株式会社	代表取締役社長	手代木 功
シスメックス株式会社	代表取締役社長	家次 恒
シャープ株式会社	代表取締役社長	片山 幹雄
住友電気工業株式会社	代表取締役社長	松本 正義
ニプロ株式会社	取締役総合研究所長兼国内事業部商品開発営業本部長	増田 利明
パナソニック株式会社	常務取締役	宮部 義幸
日立造船株式会社	取締役会長兼社長	古川 実

経済団体

公益社団法人関西経済連合会	会長	森 詳介(会長)
社団法人関西経済同友会	代表幹事	大竹 伸一
京都商工会議所	会頭	立石 義雄
大阪商工会議所	会頭	佐藤 茂雄
神戸商工会議所	会頭	大橋 忠晴

以上30名

関西国際戦略総合特別区域地域協議会幹事会 幹事名簿

(敬称略)

京都府	政策企画部副部長	重 松 千 昭
京都市	総合企画局長	西 村 隆
大阪府	商工労働部長	杉 本 安 史
大阪府	政策企画部 理事	山 地 英 彦
大阪市	計画調整局長	北 村 英 和
兵庫県	産業労働部 産業振興局長	榎 本 輝 彦
神戸市	企画調整局 医療産業都市推進本部本部長	三 木 孝
神戸市	環境局 資源循環部参事	横 田 雅 弘
神戸市	みなと総局長	岡 口 勇 義
関西経済連合会	理事	櫻 内 亮 久
大阪商工会議所	理事・総務広報部長	児 玉 達 樹